

名古屋市地域防災計画 災害救助事務該当部分の抜粋

■災害救助法の適用 p146 ~ p148
(適用基準、救助の種類など)

■消防・水防・津波対策活動 p158 ~ p159
(被災者の救出など)

■避難 p174 ~ p177
(避難所の設置など)

■医療救護・保健衛生 p178 ~ p183
(医療、助産など)

■食品・生活必需品等の供給 p198 ~ p202
(食品、飲料水、被服、寝具等の給与など)

■遺体の捜索、処理及び火葬 p206 ~ p210
(死体の捜索及び処理、埋葬など)

■住宅等応急対策 p217 ~ p220

(応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去など)

■文教対策 p221 ~ p222

(学用品の給与など)

第10節 災害救助法の適用

本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助が行われる。

第1 適用基準

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にある場合に適用される。本市における適用基準は、下表のとおりである。

1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）

区分	人口 〔平成27年〕 〔国勢調査〕	1号適用 〔市内の被災世帯数〕	2号適用 〔県下の被害世帯〕 〔2,500以上の時〕	3号適用	4号適用
全市	2,296,014	150	75	（前段） 県下の被害世帯数が12,000以上、かつ本市内の被害世帯が多数である場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合など
千種区	164,499	100	50	（後段） 被害が隔絶した地域に発生したものである等	
東区	78,079	80	40	災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合	
北区	163,585	100	50		
西区	149,149	100	50		
中村区	133,275	100	50		
中区	83,210	80	40		
昭和区	107,200	100	50		
瑞穂区	105,384	100	50		
熱田区	65,903	80	40		
中川区	220,301	100	50		
港区	146,789	100	50		
南区	136,992	100	50		
守山区	172,899	100	50		
緑区	241,898	100	50		
名東区	164,119	100	50		
天白区	162,732	100	50		

（注）本市においては、区を単位として適用することもできる。

2 被害世帯数の算定

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一様ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、被害世帯数を算定する。

なお、その算定にあたっては、

- ア 全壊、全焼及び流失 → 1世帯
 - イ 半壊、半焼 → 1/2世帯
 - ウ 床上浸水、土砂竹木の堆積による一時的居住不能 → 1/3世帯
- として換算し、算定する。

第2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間（一般基準）は、内閣総理大臣が定める基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に従い、県知事が定めることとなっている（昭和40年10月29日愛知県規則第60号）。

また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が内閣総理大臣と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。

- 1 避難所、応急仮設住宅の設置
- 2 食品、飲料水の給与
- 3 被服、寝具等の給与
- 4 医療、助産
- 5 被災者の救出
- 6 住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

第3 救助の実施

災害救助法による救助は、国の責任で行われるが、その実施については都道府県知事の法定受託事務とされており市町村長はその補助機関としての役割をもつ。

そして、都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。

また、災害発生から救助の実施に至るまでの事務は下記のようなになる。

- 1 被害状況の把握「庶務部がとりまとめる被害情報（第1章 第8節 情報連絡活動）による。」
- 2 適用要請「市長（本部員会議で協議・決定）→県知事」
- 3 適用通知「県知事→市長」
- 4 救助、権限の委任通知「県知事→市長」

5 救助の実施

救助の実施については種類に応じて関係各部が行い、適用要請及び救助終了後の国庫精算については健康福祉部が行うものとする。救助の内容等については本部員会議等において十分協議し、適正な救助の実施を図るものとする。

(資料)

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表） （附属資料編 計画参考20）

第12節 消防・水防・津波対策活動

【 消 防 活 動 】

地震が発生した場合、消防はその施設及び人員を最大限に活用し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき迅速かつ効果的な応急対策活動及び消防活動体制を確立する。

第1 消防活動の目標

震災における消防活動の基本目標は、人命の安全確保である。具体的には有効的確な火災の鎮圧のための施策を進めるべきであり、消防活動の目標を次のとおりとする。

1 情報収集活動

- (1) 地震発生直後においては、災害対応体制及び応援要請決定等のため、災害及び被害に関する概況を収集する。
- (2) 活動中は、限られた消防力を有効に運用するために、災害状況と消防部隊の活動状況を可能な限り収集する。

2 消火活動

- (1) 火災の発生状況が、運用可能な消防力を投入することによって鎮圧可能な地域については、火災の早期鎮圧又は延焼の防止活動により人命の安全確保にあたる。
- (2) 火災の発件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、住民避難の安全を確保するための活動を行う。
- (3) 地下街、高層ビル又は大規模工場等の火災は、自衛消防組織との連携により鎮圧を図る。

3 救助活動

災害の状況と必要消防力及び運用可能消防力を対比し、最も多くの人命を救助しうる活動を考慮し実施するとともに、他都市からの救助隊、警察及び自衛隊と連携し、ローラー的に救助を実施する。

4 救急活動

傷病者の搬送にあつては、医療情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から搬送を実施する。

5 水防活動

地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者又はため池等の管理者が実施することとし、消防部は火災、救急救助事故の発生が限定されたと判断された場合に、それぞれの管理者と協力して水防活動にあたる。

第2 初動体制の確立

1 消防部の措置

- (1) 消防本部室の開設

消防部は、消防部隊の災害活動を総合的に処理するため、地震発生後直ちに消防本部室を開設するとともに、災害警戒本部又は災害対策本部の立ち上げについて協力するものとする。

(2) 指令、通信体制の確立

指令班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立にあたる。

(3) 情報収集体制の確立

消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

- ア 高所監視カメラによる監視体制…市内全般の火災発生状況
- イ 航空機による上空監視体制………市内全般の災害状況

2 消防隊の措置

(1) 消防隊本部室の開設

消防隊の災害活動を総合的に処理するため、消防署長室又は指定された室に消防隊本部室を開設する。

(2) 出動体制の確立

ア 車両の安全確保

消防署所の所在する地域の地盤、立地、建築物の構造等を考慮して、余震又は津波による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。

イ 車両及び資機材の確保

すべての水槽付消防車を火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載するとともに消防資機材及びびり舎の点検を実施する。

ウ 指令、通信体制の確立

車載無線機等の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令、通信体制の確立にあたる。

(3) 消防部隊の編成及び報告

非常参集者、毎日勤務者及び署所直近の消防団員等により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部室に報告する。

(4) 通信連絡体制の確立

消防隊、特別消防班及び航空班は、指令端末装置及び各種電源を点検し、障害程度に合わせ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。

(5) 情報収集体制の確立

消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

- ア 署員による被害状況調査体制…署所周辺の災害状況
- イ 高所監視員による被害状況調査体制………区内一円の災害状況
- ウ 消防団による被害状況調査体制………学区単位の災害状況
- エ 一般住民からの情報収集体制………市民レベルの災害状況

(6) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止

用者等を安全に避難誘導する。

(3) 避難先は、おおむね次の基準による。

避難の理由	避難先
・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 (大規模な火事の指定緊急避難場所)
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校のグラウンド (地震の揺れの指定緊急避難場所)
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域避難場所 指定避難場所
・津波警報の発表により避難をするとき	・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル(津波の指定緊急避難場所)等
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指定避難所

(4) 誘導経路については、安全を確認し、危険か所をさける。また、誘導経路に危険か所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(5) 避難の方法については、予め関係地域住民に十分周知を図る。

ア 避難に際しては、火の始末、戸締り等、防火・防犯に心がけるとともに、自主防災組織又は隣近所等で互いに助けあい、集団行動をとる。

イ 避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者を優先し、一般を次順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、くつをはき、帽子(できればヘルメット)をかぶる。

(イ) 非常袋(食糧、タオル、チリ紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等)、水筒、貴重品等を携行する。

(ウ) 自動車は使用しない。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の指定避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

第3 指定避難所の開設及び管理運営

1 指定避難所の開設

災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。

なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとるとともに応急危険度判定による安全度の確認などの措置を取り、施設の管理保全に十分留意する。

- (1) 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを自動開設する。
- (2) 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡を取り、市職員、施設管理者又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。
- (3) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。
- (4) (3)に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

2 指定避難所の管理運営

指定避難所は、災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。

区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。

(1) 管理組織の整備

- ア 災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。
- イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

(2) 管理組織の職務

- ア 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡を取り、各班の管理及び指揮をする。
- イ 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。
- ウ 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。
- エ 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。
- オ 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。
- カ 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

(3) 運営

指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えたとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動を取り、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

(4) 指定避難所外避難者への対応

在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。

第4 避難状況等の報告

- 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。
- 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。
- 3 総括部は、避難状況を区別に取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。

第5 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで、避難勧告等を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については、区本部長の意見を聞き本部長が実施する。

また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から、施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- 1 本来活動の再開に併せて、避難スペースの適正配置に努める。
- 2 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- 3 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第6 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。
- 2 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった

ときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察署、災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

第7 帰宅困難者対策

地震発生時の公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

1 事前対策

- (1) 事業所等に帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）を生じさせないための対策を実施するよう広報に努める。
- (2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。
- (3) 国、地方公共団体、関係事業所等は、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生安全確保計画等の作成に努め、官民連携による安全確保策を進めるものとする。なお、名古屋駅周辺地区においては、「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、一時退避場所、退避施設等の確保を始めとする、必要な安全確保策を実施する。

2 地震発生後の対策

- (1) 公共交通機関の運用状況を広報し、公共交通機関の運用している最寄りの駅を周知する。
- (2) 市の施設及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。
この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休息場所の提供、帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。

第8 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県境を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

（資料）

- ・ 区別指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧（附属資料編 計画資料51）
- ・ 指定緊急避難場所（広域避難場所）一覧（附属資料編 計画資料52）
- ・ 指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）（附属資料編 計画資料53）
- ・ 指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）（附属資料編 計画資料53-2）
- ・ 指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所（附属資料編 計画資料54）

第14節 医療救護・保健衛生

【 医 療 救 護 】

地震災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。

また、避難生活が長期にわたる場合には、時間経過に応じた医療ニーズに応えるため、保健衛生活動と連携・協力しながら、適切な医療救護を実施する。

第1 救護班の編成

災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。

1 救護班の編成

(1) 市の機関による救護班

災害発生時は、直ちに次の救護班を編成する。

ア 病院部は、市立病院で医療救護班及び助産救護班を編成し、傷病者の応急措置や分べんの介助などを行う。医療救護班及び助産救護班の構成は、医師1名、看護職員2名、薬剤師1名、連絡員1名を標準とする。

イ 区本部保健所班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。

ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、厚生院・総合リハビリテーションセンターで救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。また、救護班において看護職員を必要とする場合には、中央看護専門学校より看護職員（専任教員）の派遣を行う。

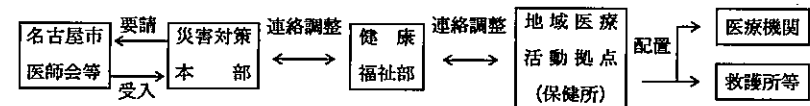
(2) 他の機関による救護班

本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、名古屋市立大学病院、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の派遣を要請する。

また、本部長は、救護班において薬剤師を必要とする場合には、市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

(3) 応援救護班

被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。



(4) 受入れる主な医療関係ボランティア

健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。

- ・医師
- ・看護師
- ・保健師
- ・歯科医師、歯科衛生士
- ・精神科医師、精神保健福祉士等
- ・栄養士
- ・薬剤師
- ・柔道整復師
- ・医薬品等の搬送ボランティア
- ・その他

2 救護班の業務内容

(1) 医療救護班が行う業務内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定
- ウ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- エ 区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整

(2) 助産救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 助産機関への搬送の可否及び優先順位の決定
- エ 区本部及び消防隊・助産機関との連絡調整

(3) 保健救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 被災者の健康管理
- ウ 区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整

第2 救護

1 救護活動

健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部保健所班長（保健所長）からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。

区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。

2 救護所の設置

区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

なお、発災直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をも

って応急的な救護所を設置する。

3 救護の方法

(1) 第1救護

第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。

なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する。

(2) 第2救護

第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。

特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点が実施する。

4 傷病者の搬送・移送

(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。

(2) 災害医療活動拠点で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。

第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知

区本部保健所班は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。

1 把握項目

- (1) 被災状況（建物、電気、ガス、水道）
- (2) 受入可能状況
- (3) 医療従事者や医薬品・衛生材料の備蓄状況
- (4) その他

2 把握手段

- (1) 広域災害・救急医療情報システム
- (2) 防災無線等の通信機器
- (3) 職員による現地調査
- (4) その他

3 伝達・周知

区本部保健所班は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。

また、区本部保健所班は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。

4 総括部の情報

総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健所班に情報提供する。

第4 名古屋医療圏地域災害医療対策会議

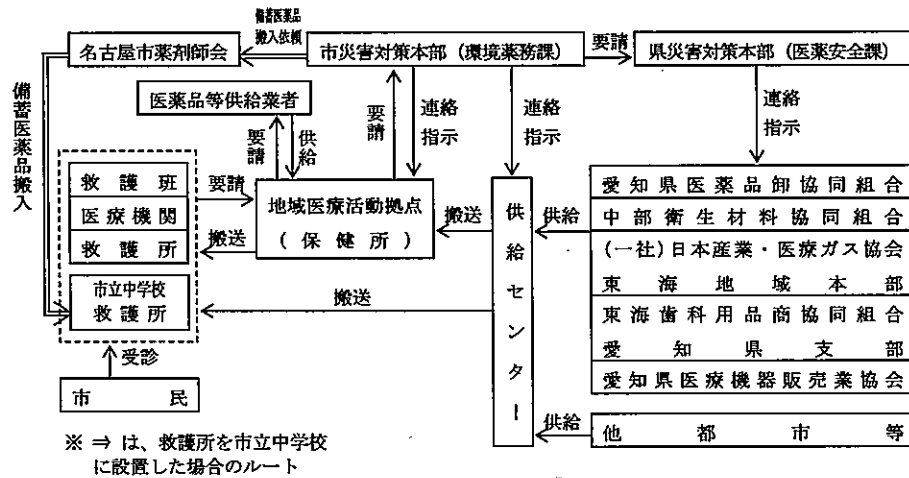
- 1 名古屋市域に震度6弱（名古屋気象台発表）以上の地震が発生した場合には、名古屋医療圏地域災害医療対策会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- 2 名古屋医療圏地域災害医療対策会議の構成員は次のとおりとする。
 - (1) 健康福祉部
 - (2) 消防部
 - (3) 病院部
 - (4) 災害医療コーディネーター
 - (5) 名古屋市医師会
 - (6) 名古屋市歯科医師会
 - (7) 名古屋市薬剤師会
 - (8) 愛知県看護協会
 - (9) その他
- 3 名古屋医療圏地域災害医療対策会議が協議すべき事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 被災状況
 - (2) 支援可能状況
 - (3) 被災状況を踏まえた医療機関、救護所等の支援方策の検討
 - (4) 関係機関等との調整

第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給

- 1 医薬品・衛生材料等の調達
 - (1) 救護班及び救護所等
災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点（保健所）に対し、供給の要請を行う。
 - (2) 地域医療活動拠点（保健所）
救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点（保健所）は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。
 - (3) 市災害対策本部
 - ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品を使用する。
 - イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点（保健所）から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。
 - ウ 医薬品・衛生材料等が不足する場合、または災害発生後の被害状況を把握し必要と認めた場

- 合には、健康福祉部長は、速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。
- エ 健康福祉部長は、必要に応じて応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。
- (4) 調達の終了
健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復または卸売業者・小売業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。
- 2 医薬品・衛生材料等の供給
 - (1) 供給センターの設置
健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。供給センターは、交通の便、ヘリポートの設置、建築物の規模等考慮して設置する。
医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。
 - (2) 供給センターの任務は次のとおりとする。
 - ア 医薬品等の受入れと払出し
 - イ 不足医薬品等のリスト作成と報告
 - ウ 医薬品等の出納保管
薬効別分類整理、向精神薬の管理、開封や有効期限切れ医薬品の選別廃棄等
 - エ 医薬品情報の提供
同種同効薬の紹介、禁忌・警告・副作用情報の提供、医薬品の識別等
 - オ 服薬相談
 - カ 各種記録簿の作成
 - キ その他
 - (3) 医薬品・衛生材料等の搬送
健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（保健所）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。
 - (4) 地域医療活動拠点（保健所）における医薬品・衛生材料等の供給活動
被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（保健所）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。
- 3 血液製剤の確保
平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。
血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。

【医薬品・衛生材料供給の流れ】



【資料】

- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会） (附属資料編 計画参考40)
- ・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会） (附属資料編 計画参考40)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会） (附属資料編 計画参考40)
- ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会） (附属資料編 計画参考40)
- ・医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧 (附属資料編 計画資料45)
- ・21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 (附属資料編 計画参考31)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学） (附属資料編 計画参考40)

第16節 食品・生活必需品等の供給

災害の発生に伴い、物流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や焼失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、迅速かつ効果的に食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。

第1 供給の基本的方針

1 食品

- (1) 食品の供与は、災害発生後すみやかに行う必要がある。したがって基本的には、①備蓄食糧の放出、②既成食品の調達、③炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して実施する。
- (2) 食品の品目例：ビスケット、乾パン、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等
- (3) 食品の供与の際には、食物アレルギー等にも配慮する。

2 生活必需品

- (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生時の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を基本とする。
- (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート 等

3 飲料水・その他生活用水

- (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、「第26節ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的な給水として指定避難所に備蓄した飲料水を使用する。
- (2) その他生活用水として、災害応急用井戸やプール水、河川水等の活用を図るものとする。

4 その他

供給に際しては、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 供給基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）を基準とし、本部長の判断により、被災者に物資を供給する。

第3 物資の供給体制

物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する

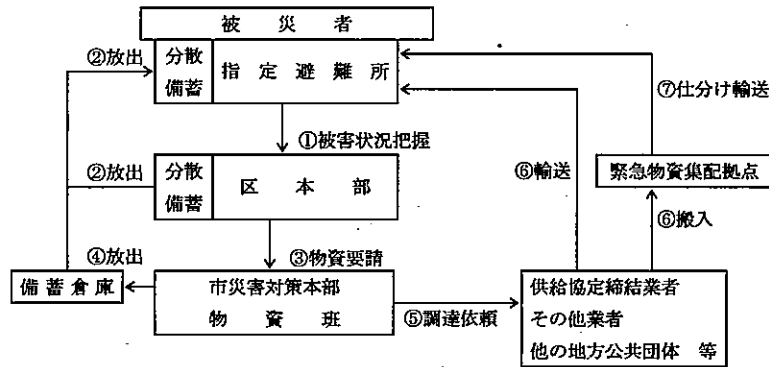
次のような任務を遂行するものとする。

1 市本部物資班及び区本部の任務

担当部		分担任務
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営
	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営
	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営
区本部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し

2 物資の供給フロー

物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。



第4 物資の調達方法

1 区本部

- (1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。
- (2) 備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。

- (3) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。

2 物資班

- (1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があつたときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。

なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事及び協力業者に調達を要請する。

また、特殊な物資の調達にあつては、本部員会議の議を経るものとする。

- (2) 供給協定締結業者等からの調達によつても、さらに物資が不足する場合は、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。
- (3) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。

第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点

1 輸送の基本的な考え方

- (1) 物資は、原則として指定避難所へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の指定避難所への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。
- (2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、指定避難所への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は緊急物資集配拠点を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各指定避難所へ輸送するものとする。

2 緊急物資集配拠点

- (1) 物資班は被害状況に応じて緊急物資集配拠点を開設する。
- (2) 緊急物資集配拠点へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。
- (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。

なお、地域防災拠点(小学校)、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。

3 水路・空路等を活用した輸送

物資の輸送は、あらゆる手段を考慮し実施するものとする。したがって物資班は陸路以外の水路・空路による物資の輸送が必要な場合には、幹事会を通じて港、河川、空港、臨時ヘリポート、地下鉄等の活用を関係各部に要請するとともに、物資の輸送方法について関係各部と調整を行う。

第6 国への支援要請

1 物資の調達要請

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。

2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第7 物資の配布

1 物資の配布方法

- (1) 避難者への物資の配布は区本部が行う。
- (2) 配布は原則として指定避難所で行うこととし、災害救助地区本部、指定避難所の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 被災後に指定避難所以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、指定避難所で生活する者と同様に、原則として居住地の最寄りの指定避難所で物資を配布する。

第8 救援物資の受入れ

災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。

1 受付

- (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。
また、外国からの物資の受入れについては、観光文化交流部観光交流班と物資班が連携をとって実施する。
- (2) 物資班は、指定避難所等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。
- (3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、緊急物資集配拠点への搬入を伝達する。
- (4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。
 - ・あて先は市災害対策本部とし、緊急物資集配拠点へ送付すること
 - ・救援物資はその種類ごとに梱包すること
 - ・救援物資の種類と数量を外面に表記すること
- (5) 救援物資の受付状況は、物資班において記録する。

2 救援物資の輸送・配布

- (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、緊急物資集配拠点へ搬入する。
- (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・指定避難所への輸送等、要請による物資と同様に処理する。
- (3) 区本部は指定避難所において要請による物資と同様に救援物資を配布する。

(資料)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・災害救助用物資の備蓄 | (附属資料編 計画資料43) |
| ・災害救助用物資の調達 | (附属資料編 計画資料44) |
| ・災害応急用井戸登録事業所名簿 | (附属資料編 計画資料78) |

第18節 遺体の捜索、処理及び火葬

地震災害により行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、遺体の捜索・収容、遺体安置所の確保及び開設、検案、火葬等の各段階における措置について定める。

第1 遺体の捜索・収容

1 対象

(1) 捜索の対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

(2) 収容の対象

ア 災害により死亡した者のうち、現場において調査（検視）・検案を受けることが困難な遺体

イ 災害により死亡し、調査（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体

(ア) 身元不明の遺体

(イ) 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

(ウ) 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

2 行方不明者・死者の届出の受理

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式1-18-1）に記録する。

3 捜索収容班の編成

(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。（連絡窓口は総括部）

(2) 捜索収容班の派遣要請を受けたときは、本部長は次のとおり捜索収容班の編成を行い、要請をした区本部へ派遣する。

ア 各部・区本部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部、区本部の長に対し、捜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

イ 「第23節 労務供給」に定めるところにより労働者を雇用し、捜索収容班を編成し派遣する。

この場合、雇用及び班編成等の事務担当部は、本部長が定める。

(3) 捜索収容班は、原則として、1班を5人（運転者を含む。）で編成し車両1台を使用させる。

(4) 捜索収容班は、派遣を受入れた区本部長の指揮を受ける。

4 遺体の捜索・収容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の捜索及び遺体収容は、捜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

(1) 捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ通

絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気がかかっている場合は、消防本部室に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。

ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。

イ 遺体調査（様式1-18-2）に遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別・身長・着衣・所持品等について、詳細に記録する。

ウ 身元不明者については、身元の確認に努める。

(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による調査（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。

(4) 収容すべき遺体は、遺体安置所へ搬送する。

第2 遺体安置所の開設及び管理運営

1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンターを遺体安置所に予定する。

なお、寺院をはじめこれら以外の施設にあっても施設管理者の了解を得て、遺体安置所とすることができる。

2 災害により死者が多数発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区本部長は前項に掲げた施設に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

3 区本部は、遺体安置所において必要な葬祭用品の調達を健康福祉部に依頼する。依頼を受けた健康福祉部は、調達した葬祭用品を遺体安置所に搬入する。

4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。

(1) 捜索収容班が搬入した遺体を収容し、氏名又は符号を記載した名札により明示する。

(2) 捜索収容班から遺体調査及び所持品等を引継ぐ。

(3) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり調査（検視）を受ける。

(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部保健所班と連絡をとり検案を受ける。

(5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。

(6) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。

(7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、調査（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。

(8) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、区本部長とする。

- (9) 遺体調査及び遺体処理台帳（様式1-18-3）に必要な事項をその都度記入し、遺体の整理に努める。
- 5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部に職員の派遣要請をすることができる。

第3 遺体の検案

1 検案班の編成

災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。

- (1) 区本部保健所班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。
- (2) 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）で編成する。
- (3) 区本部保健所班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部及び健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。
- (4) 区本部保健所班長は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。
- (5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした保健所に派遣する。
- ア 医師が不足する場合は、名古屋市医師会・愛知県医師会警察部会への協力を要請する。
また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。
- イ 看護職員等に不足が生ずる場合は、ボランティア看護職員を活用する。
- ウ 検案班は、区本部保健所班長の指揮を受ける。

2 検案の実施

遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。

3 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して次の事項を処理する。

- (1) 検案書（医師法施行規則第20条に定める第4号書式）の作成・交付
- (2) 遺体の洗浄・縫合・消毒等（遺体の識別、撮影等のため必要な場合に行う。）

第4 葬祭用品の調達

災害により死者が多数発生した場合、健康福祉部長は、区本部長からの要請に基づき遺体を保存するための葬祭用品の調達を行う。

また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び総括部長に応援を要請する。

1 調達する葬祭用品

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) ドライアイス、遺体安置用防腐剤

(3) 骨つぼ

(4) その他必要と認めるもの

特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数並びに八事斎場及び第二斎場（以下「市立斎場」という。）の火葬能力を勘案し必要量を確保する。

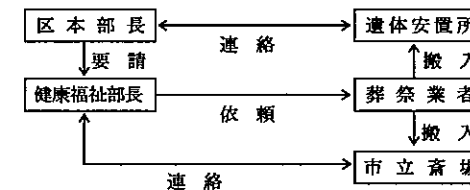
2 調達方法

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。被害甚大な場合において、葬祭業者からの調達が困難な場合は、他都市等へ協力を依頼する。

3 搬入場所

調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市立斎場に搬入する。

〔葬祭用品調達の流れ〕

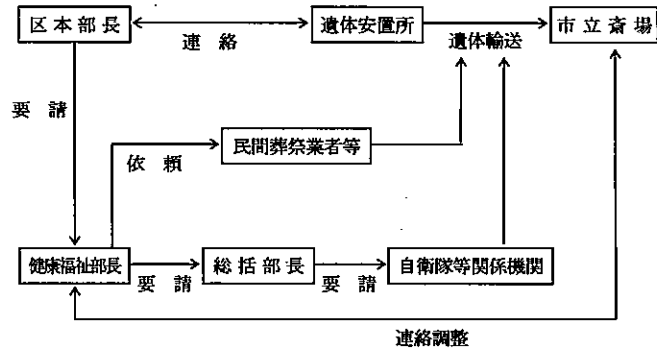


第5 遺体の輸送

遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、混乱期のためその遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡した者の身元及び遺族等が不明の場合には、次により遺体の輸送を行う。

- 1 区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 2 健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定し、この計画に基づき、全国霊柩自動車協会へ遺体の輸送を依頼する。
- 3 輸送力が不足する場合は、総括部を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

〔遺体輸送の流れ〕



第6 遺体の火葬

1 火葬の方法

- (1) 健康福祉部長は、区本部長から要請のあった遺体数の報告により火葬計画を策定し、この計画に基づき遺体の火葬を行う。
- (2) 原則、遺体は火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。
- (3) 身元及び遺族が不明な遺体は、区本部長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区本部長に引渡す。区本部長は、当該遺骨を遺留品とともに保管する。

2 火葬の場所

火葬は、市立斎場で行う。

ただし、市立斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。

3 市立斎場における火葬体

健康福祉部長は、区本部長から報告された遺体数及び市立斎場の火葬体制を勘案し、健康福祉部職員及び協力を得られた他都市応援職員等、必要な人員を市立斎場に派遣する。

〔資料〕

- ・愛知県内火葬場一覧表 (附属資料編 計画資料 49)
- ・災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書 (市対全国霊柩自動車協会) (附属資料編 計画参考 47)
- ・災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定 (市対全日本冠婚葬祭互助協会・名古屋葬祭業協同組合) (附属資料編 計画参考 47-2、3)
- ・災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (附属資料編 計画参考 47-4)

第20節 住宅等応急対策

震災により住家が全壊（焼）し、又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を設置するとともに、住家の半壊（焼）に対する応急修繕をし、居住の安定を図る。

また、医療救護施設、避難施設、福祉施設、教育施設、市庁舎等に被害があった場合は、市民の生命、身体の安全確保と災害復旧の中核としての業務の遂行ができるよう応急措置をし、公共施設としての機能の維持を図る。

第1 応急仮設住宅

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的としている。災害救助法に基づき果その事務を行うこととなっており、その供与方法は、建設又は賃貸住宅の借り上げによる。

応急仮設住宅の設置を早急に着手できるように、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確しておくものである。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

3 本市が実施する事務

応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。また、賃貸住宅の借り上げについても、愛知県と調整を行う。

4 建設用地の確保

災害発生後、住宅都市部長は、災害対策用空地利用計画を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。

- (1) 被災者の居住地に近い場所
- (2) 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所
- (3) 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所
- (4) 長期（2年程度）に渡り使用可能な場所

5 建設の決定

住宅都市部長は、必要な応急仮設住宅の戸数及び住戸タイプ、建設地について、本部員会

議の決定を経て、県に建設を要請する。

住戸タイプの決定にあたっては、被災者の世帯構成により単身用、小家族用、大家族用を選択する他、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅についても健康福祉部と協議の上決定する。

6 工事中の現地確認

住宅都市部長は、県の補助として工事中の現地確認を行う。

7 入居者の受入れ

住宅都市部長は、健康福祉部及び区本部と協議し、住戸タイプにより入居者の対象を区分し、また、高齢者、障害者などの避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、本部長会議の決定を経て入居基準等を作成し、入居者の募集、決定を行う。

8 住宅等の管理

住宅都市部長は、県の補助として応急仮設住宅、その敷地及び附帯施設の管理における事務を実施する。

また、応急仮設住宅の入居者に対する医療・福祉サービスや、福祉仮設住宅における支援は、必要に応じ健康福祉部及び区本部が連携をとって実施する。

9 その他

- (1) 住宅都市部長は、災害救助法が適用されず応急仮設住宅を設置する場合にあつては、上記方針に準じ実施する。
- (2) 被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ的確に対応することが望まれる場合、本部長は、住宅都市部、健康福祉部等の関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を総括管理することができる。

第2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく応急修理の実施

住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部長会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。

- (1) 応急修理の対象については、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)による。
- (3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の応急修理の実施

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の応急修理を実施する場合にあつては、上記方針に準じて実施する。

第3 住宅の障害物除去

住宅の障害物除去は、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅の障害物除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく障害物除去の実施

住宅都市部長は、県から事務を委任された場合、次の方針に基づき、本部長会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。

- (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)による。
- (3) 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の障害物の除去

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の障害物除去を実施する場合にあつては、上記方針に準じて実施する。

第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談

住宅都市部は、被災した建築物(市有建築物を除く)・宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

- 1 倒壊のおそれのある建築物(工事中のものも含む)及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総括部に要請する。
- 2 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
- 3 大規模地震により被災した建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害、又は被災した宅地の崩壊による二次災害を防止、軽減するため、愛知県及び愛知県建築物地震対策推進協議会等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には、応急危険度判定実施本部を設置し、ボランティアとして民間応急危険度判定士や、被災宅地危険度判定士の協力を得て一般建築物等の危険度の判定作業などを行う。
- 4 被災建築物の復旧・解体に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。

なお、市民経済部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携

を図るものとする。

- (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
- (2) 復旧の助成に関する相談

第5 市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保

1 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は共同施設が著しく損傷を受けた場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

- (1) 市営住宅又は共同施設の被害状況は、住宅都市部、市営住宅又は共同施設の管理代行者あるいは指定管理者が協力しすみやかに調査を行う。
- (2) 市営住宅又は共同施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象として実施する。

2 一時使用住宅の確保

市営住宅、その他の公的住宅の空き家を確保し、被災者の一時使用住宅の確保に努める。また、一時使用住宅の受付、相談を行うため、相談窓口を設ける。

第6 市有建築物の応急措置

市有建築物のうち防災活動の拠点となる重要な建物及び避難・救護に必要となる建物の応急措置を重点に実施するものとし、災害対策本部からの依頼に基づき管理者と協力して応急危険度判定を行う。なお、管理者より緊急対応、応急修繕の依頼を受けた場合には次の措置をとる。

1 応急措置が可能なもの

- (1) 危険か所があれば緊急保安措置を実施する。
- (2) 機能確保のための必要限度内の復旧措置をすみやかに実施する。
- (3) 電気、ガス、水道、通話設備等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり応援を得てすみやかに実施する。

2 応急措置の不可能なもの

- (1) 危害防止のための必要な保安措置を実施する。
- (2) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の建設の手配を行う。

第21節 文教対策

地震災害が発生した場合において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育、奨学に関する措置など文教対策について定める。

第1 学校教育における応急対策

1 休校等応急措置

地震災害が発生し、学校教育活動の実施等が困難であるとき、学校（幼稚園）校長は、学校部長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校（幼稚園）校長の判断により、下記の措置をとるものとする。

- (1) 幼児、児童生徒の安全確保・避難や安否の確認とともに、学校（幼稚園）校長を中心に被害状況等情報を収集し、地震発生時の状況に応じた的確な措置をとる。
- (2) 授業継続あるいは授業再開の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

2 応急教育の実施

体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び指定避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）校長が確認し、下記の措置をとるものとする。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微のとき
各学校においてすみやかに応急措置をとり授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に甚大のとき
残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき
臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。
- (4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
ア 隣接の被害軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。
イ 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。
ウ 児童生徒が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教職員の確保

学校施設の被害が甚大で、復旧に長期間を要するため、児童生徒を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添うものとする。また、教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、学校部長は他校の教職員の臨時的派遣又は補充要員の臨時的任用の要請を行うなど必要教職員の確保に努める。

4 奨学に関する措置

- (1) 教科書及び学用品の給与

ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

イ 給与品目は、被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また文房具及び通学用品についてもある程度変更することができるものとする。

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品……運動靴、傘、長靴等

ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書（教材を含む。）代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

(イ) 文房具及び通学用品費

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額

エ 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）…県負担

その他の場合…市負担

オ 給与は災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

カ 給与の方法は、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における指導要録等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し調達、配分するものとする。また文房具、通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入、配分するものとする。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入のうえ、関係学校長を通じて支給する場合もある。

キ 整備保存すべき帳簿

(ア) 学用品購入（配分）計画表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証憑書類

(2) 奨学措置